

## 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価

### 【資料】

資料1	配偶者からの暴力の防止等に関する政策における施策の体系図	1
資料2	支援センターの整備状況	2
資料3	DV相談共通シートの概要	3
資料4	通報促進のための広報啓発及び研修の実施状況	3
資料5	支援センターにおける電話相談の受付時間	4
資料6	支援センター以外の相談件数を把握している都道府県の状況	4
資料7	公共職業安定所と市町村との連携状況	5
資料8	優先入居等を実施していない事業主体の状況	6
資料9	区域外就学に情報制限の実施状況	6
資料10	住民基本台帳等の閲覧制限の申出者に対する支援措置の必要性 の確認状況	7
資料11	連絡協議会の参加機関（国、都道府県、市町村等別）	7
資料12	連絡協議会の参加機関（地方支分部局等別）	8
資料13	連携マニュアルの作成状況	8

# 資料1 配偶者からの暴力の防止等に関する政策における施策の体系図

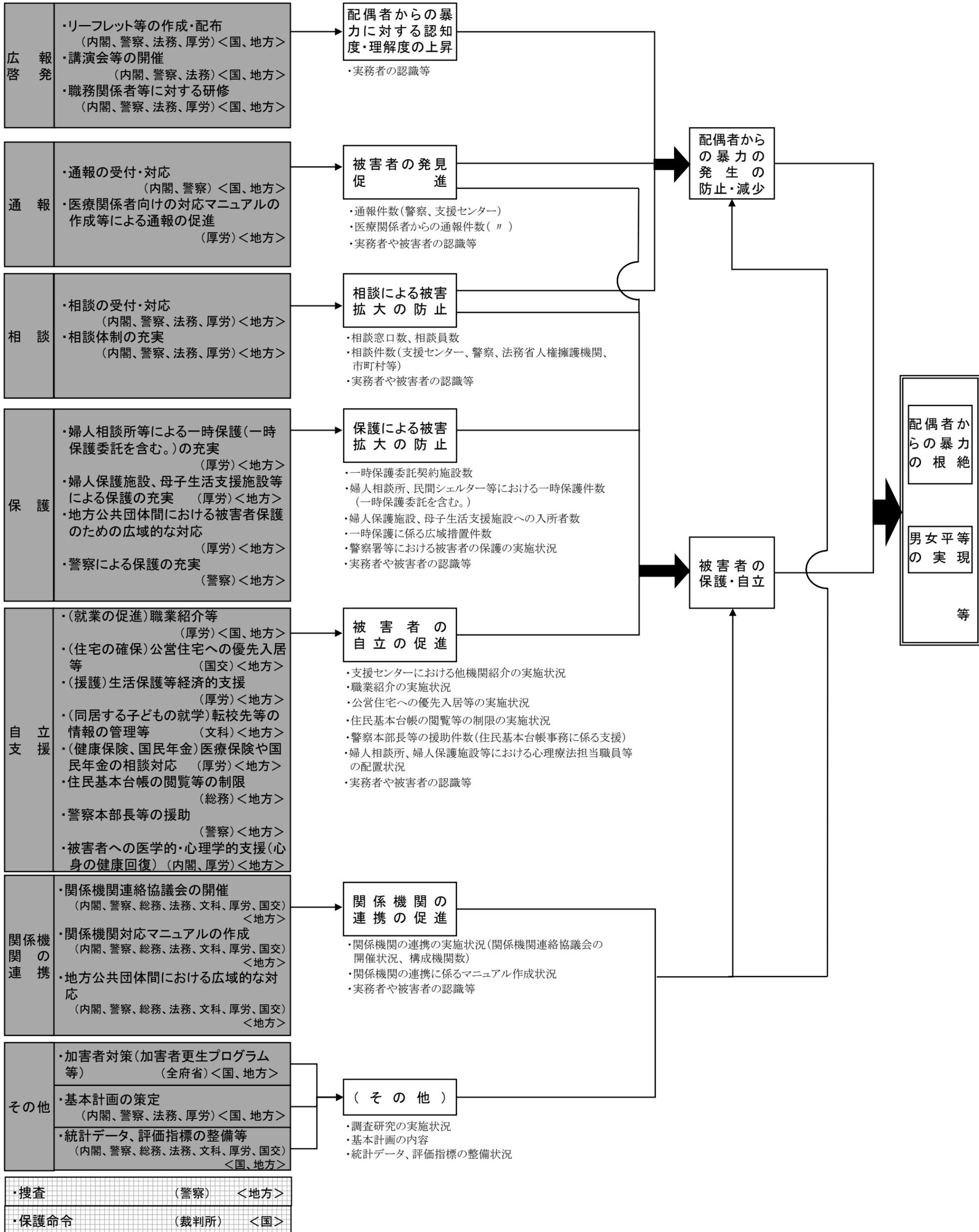
## 施策の内容

## 施策の効果

## 目標

【施策(例)】 (関係府省) <実施主体>

【関係指標(例)】



(注) 1 本体系図は、「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(平成19年3月))等に基づき当省が作成した。

2 「<実施主体>」の「<地方>」は、地方公共団体を示す。

3  部分が評価対象範囲である。 部分は、犯罪捜査、裁判所の審理等に関わる施策であり、今回の政策評価の対象としていない。

## 資料2 支援センターの整備状況

(単位：施設)

都道府県・市名	支援センター数	都道府県・市名	支援センター数
北海道	16	和歌山県	1
青森県	8	鳥取県	3
岩手県	12	島根県	1
宮城県	1	岡山県	2
秋田県	6	広島県	3
山形県	5	山口県	1
福島県	8	徳島県	1
茨城県	1	香川県	1
栃木県	2	愛媛県	2
群馬県	2	高知県	1
埼玉県	1	福岡県	14
千葉県	16	佐賀県	2
東京都	2	長崎県	2
神奈川県	2	熊本県	1
新潟県	1	大分県	1
富山県	1	宮崎県	1
石川県	1	鹿児島県	9
福井県	8	沖縄県	4
山梨県	2	<b>都道府県計</b>	<b>171</b>
長野県	2	札幌市	2
岐阜県	7	宇都宮市	1
静岡県	1	野田市	1
愛知県	1	名古屋市	1
三重県	1	神戸市	1
滋賀県	3	岡山市	1
京都府	1	宇部市	1
大阪府	8	北九州市	1
兵庫県	1	<b>市町村計</b>	<b>9</b>
奈良県	1	<b>合計</b>	<b>180</b>

(注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 全国における平成20年9月現在の状況である。

3 支援センターとは、法第3条に基づき都道府県に設置が義務付けられた施設であり（市町村は努力義務）、主な機能は次のとおりである。

① 被害者からの相談の受付・対応

② 被害者の一時保護の実施

③ 就業の促進、住宅の確保等に関する制度の利用等について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助の実施

### 資料3 DV相談共通シートの概要

都道府県名	名称	導入時期	記入事項	共通シート利用機関
埼玉県	DV相談共通シート	平成18年度	<p>○被害者 氏名、生年月日、住所、連絡先、職業・勤務先、被害者の主訴事項(避難したい、別れたい等)</p> <p>○加害者 続柄、氏名、生年月日、住所、職業・勤務先</p> <p>○家族構成 続柄、氏名、生年月日、職業・勤務先</p> <p>○暴力の状況(態様、始まった時期、頻度、きっかけ等)</p> <p>○被害状況等 受診歴、経済状況、利用医療・福祉制度、相談歴</p> <p>○被害者の出身地、養育歴、学歴、職歴、結婚歴、生活・問題の経緯、親族等、健康状況等</p> <p>○相談者が望む支援措置 母子生活支援施設への入所、緊急一時保護、公営住宅申込、子どもの転校・就学、住民基本台帳の閲覧制限等</p> <p>○留意事項 加害者の追跡の有無、保護命令申立予定の有無、被害者への対応に当たって留意すべき事項 なお、被害者の主訴事項、被害者の出身地、養育歴、学歴、職歴、結婚歴、生活・問題の経緯、親族等、健康状況等については、以下の2県1市では記入事項としていない。</p>	支援センター、福祉事務所、市町村の相談窓口・関係課
鳥取県	DV相談共通シート	19年度	埼玉県の記入事項のうち、けがの状況、受診歴、相談歴、相談者が望む支援措置及び留意事項は記入事項としていない。	支援センター、男女共同参画センター、市町村の相談窓口・関係課、母子生活支援施設
佐賀県	DV相談共通シート	17年度	埼玉県の記入事項のうち、暴力の状況は記入事項としていない。	支援センター、福祉事務所、市町村の相談窓口・関係課、医療機関、弁護士等
富山市	DV被害者相談共通シート	17年度	埼玉県の記入事項のうち、加害者の住所、経済状況、利用医療・福祉制度及び留意事項は記入事項としていない。	市町村の相談窓口・関係課

(注) 当省の調査結果による。

### 資料4 通報促進のための広報啓発及び研修の実施状況

(単位：都道府県、%)

区分	一般向けの広報啓発	医療関係者向けの広報啓発及び研修	
		広報啓発	研修
実施都道府県数	18 (66.7)	22 (81.5)	12 (44.4)
未実施都道府県数	9 (33.3)	5 (18.5)	15 (55.6)
計	27 (100)	27 (100)	27 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 27都道府県における平成14年度から19年度の状況である。  
 3 「一般向けの広報啓発」及び「医療関係者向けの広報啓発及び研修」を両方とも実施していないのは、3都道府県である。  
 4 ( ) は、27都道府県に占める割合である。

## 資料5 支援センターにおける電話相談の受付時間

(単位：施設)

電話相談の受付時間	支援センター数	電話相談を受け付けない日
24時間	1	なし
24時まで	2	なし：1、年末年始：1
22時まで	5	なし：3、年末年始：2
21時まで	8	なし：1、年末年始：3、 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：4
20時又は20時30分まで	9	年末年始：3、 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：6
18時まで	21	年末年始：1、 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：20
計	46	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 46支援センターにおける平成19年12月1日現在の状況である。

## 資料6 支援センター以外の相談件数を把握している都道府県の状況

(単位：件)

支援センター以外の相談件数を把握している都道府県名	平成18年度の相談件数		
	男女共同参画センターの相談件数	市町村の相談件数	支援センターの相談件数
北海道	—	5,577	1,812
千葉県	—	3,982	3,603
東京都	—	14,433	7,346
愛知県	552	—	1,216
兵庫県	1,275	—	1,654
鳥取県	87	—	403
徳島県	43	—	831
香川県	239	—	477
高知県	98	—	331
福岡県	586	—	853
熊本県	192	—	832
沖縄県	297	—	884

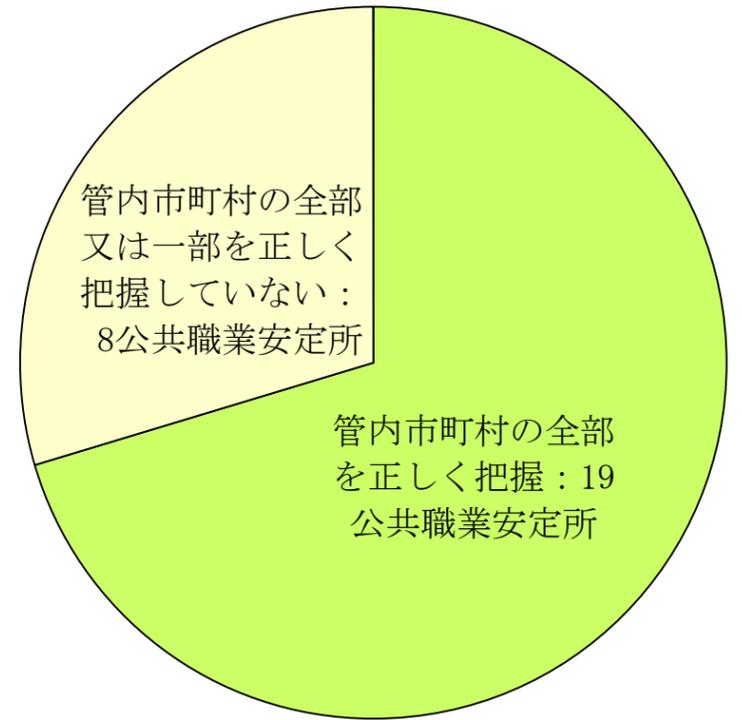
- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 27都道府県のうち、支援センター以外の相談件数を把握している12都道府県における平成18年度の状況である。

## 資料7 公共職業安定所と市町村との連携状況

### 【公共職業安定所における市町村担当部局の把握状況】

(単位：公共職業安定所、%)

区 分	公共職業安定所数
管内市町村の全部を正しく把握	19(70.4)
管内市町村の全部又は一部を正しく把握していない	8(29.6)
一部未把握	4(14.8)
全部未把握	4(14.8)
計	27(100)

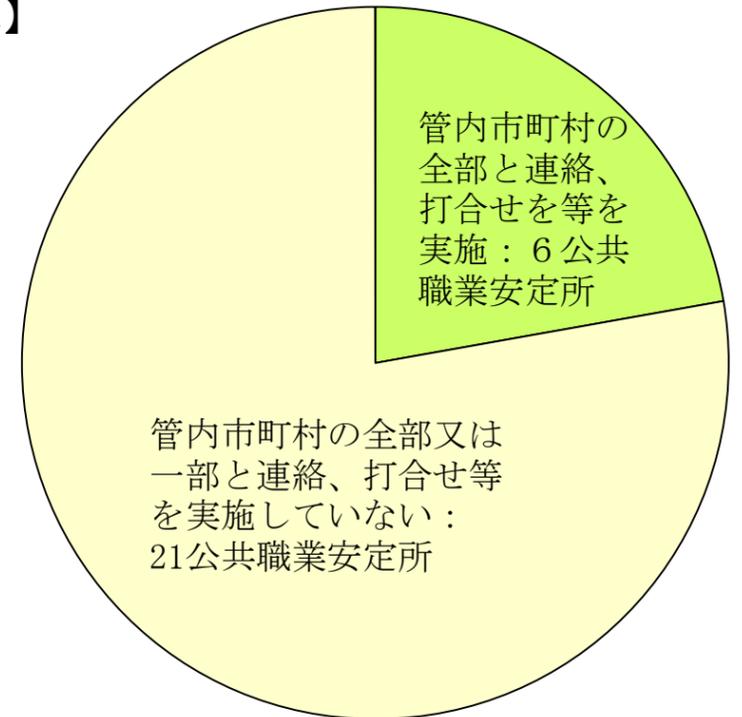


- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 27公共職業安定所における平成20年9月現在の状況である。  
 3 ( ) は、27公共職業安定所に占める割合である。

### 【公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等の実施状況】

(単位：公共職業安定所、%)

区 分	公共職業安定所数
管内市町村の全部と連絡、打合せ等を実施	6(22.2)
管内市町村の全部又は一部と連絡、打合せ等を実施していない	21(77.8)
一部未実施	4(7.4)
全部未実施	17(63.0)
計	27(100)

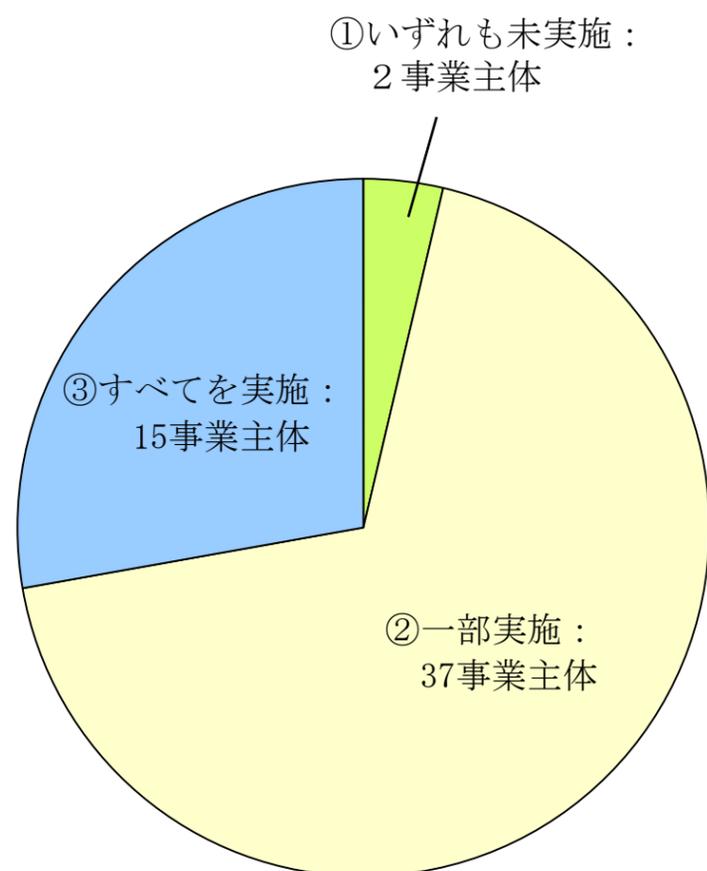


- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 27公共職業安定所における平成20年9月現在の状況である。  
 3 ( ) は、27公共職業安定所に占める割合である。

## 資料8 優先入居等を実施していない事業主体の状況

(単位：事業主体、%)

区分	事業主体数	都道府県		
		都道府県	市	
① 優先入居、単身入居及び目的外使用のいずれも未実施	2 ( 3.7)	0	2	
② 一部実施	優先入居及び目的外使用を未実施	8	1	7
	目的外使用及び単身入居を未実施	2	1	1
	優先入居を未実施	3	1	2
	目的外使用を未実施	24	15	9
	小計	37 (68.5)	18	19
計 (①+②)	39	18	21	
(参考)				
③ 優先入居、単身入居及び目的外使用のすべてを実施	15 (27.8)	9	6	
合計 (①+②+③)	54 ( 100)	27	27	

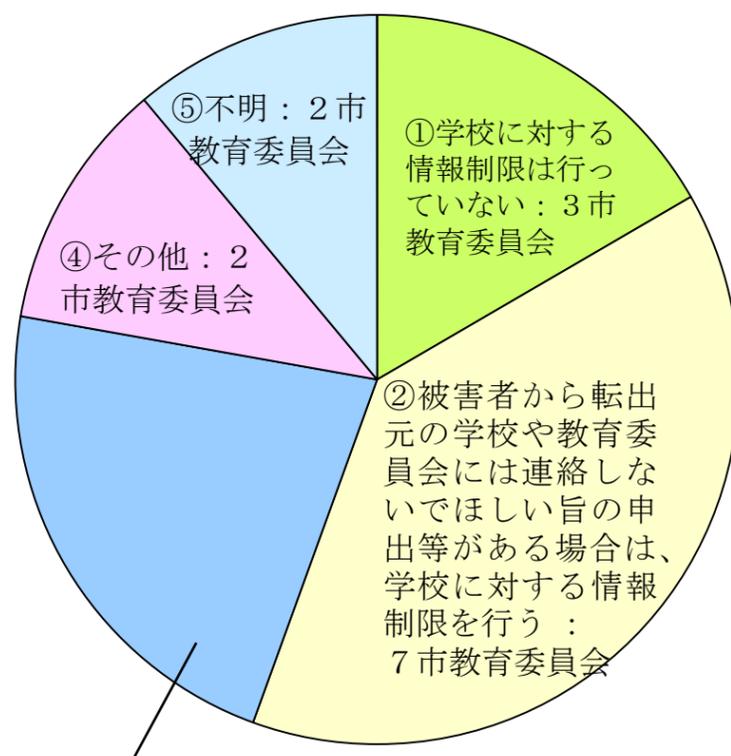


- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 54事業主体における平成19年12月現在の状況である。  
 3 ( ) は、54事業主体に占める割合である。

## 資料9 区域外就学に係る情報制限の実施状況

(単位：教育委員会、%)

区分	市教育委員会数
① 学校に対する情報制限は行っていない	3 (16.7)
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないでほしい旨の申出等がある場合は、学校に対する情報制限を行う	7 (38.9)
③ 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないでほしい旨の申出等がある場合は、転出元の教育委員会との協議を行わない	4 (22.2)
④ その他	2 (11.1)
⑤ 不明	2 (11.1)
合計	18 ( 100)



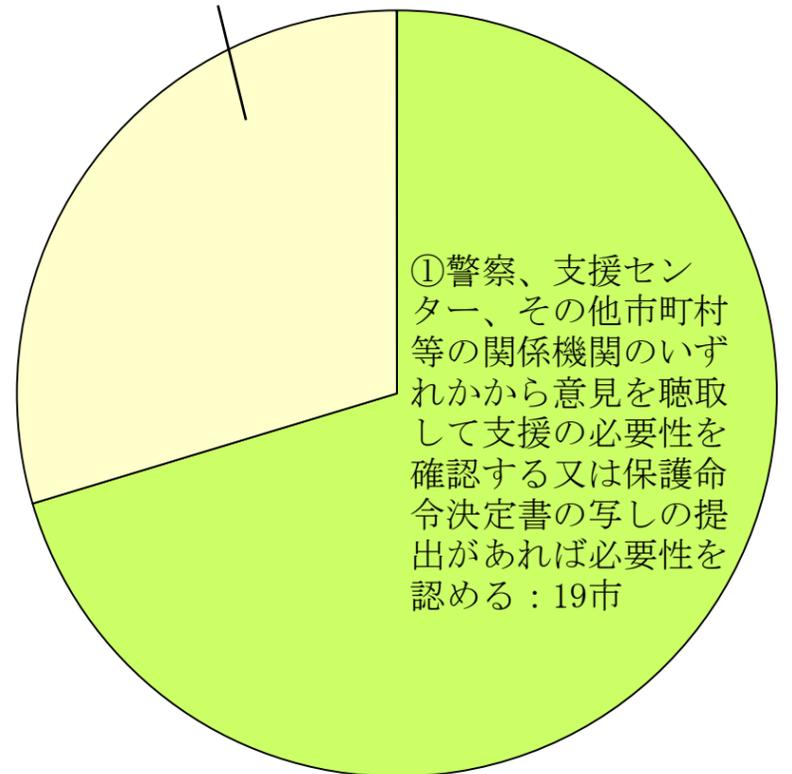
- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 27市教育委員会のうち、被害者の子どもの区域外就学を実施している18市教育委員会における平成20年9月現在の転出元の教育委員会との協議の際の情報制限の実施状況である。  
 3 ( ) は、18市教育委員会に占める割合である。

## 資料10 住民基本台帳等の閲覧制限の申出者に対する支援措置の必要性の確認方法

(単位：市、%)

区 分		市の数
① 警察、支援センター、その他市町村等の関係機関のいずれかから意見を聴取して支援の必要性を確認する又は保護命令決定書の写しの提出があれば必要性を認める		19 (70.3)
② 意見聴取の対象機関から市町村等の関係機関を除外していたり、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしている		8 (29.6)
内 訳	意見聴取の対象機関から、市町村等の関係機関を除外	8
	保護命令決定書の写しの提出だけでは必要性ありと認めない	1
合 計		27 (100)

②意見聴取の対象機関から市町村等の関係機関を除外していたり、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしている：8市

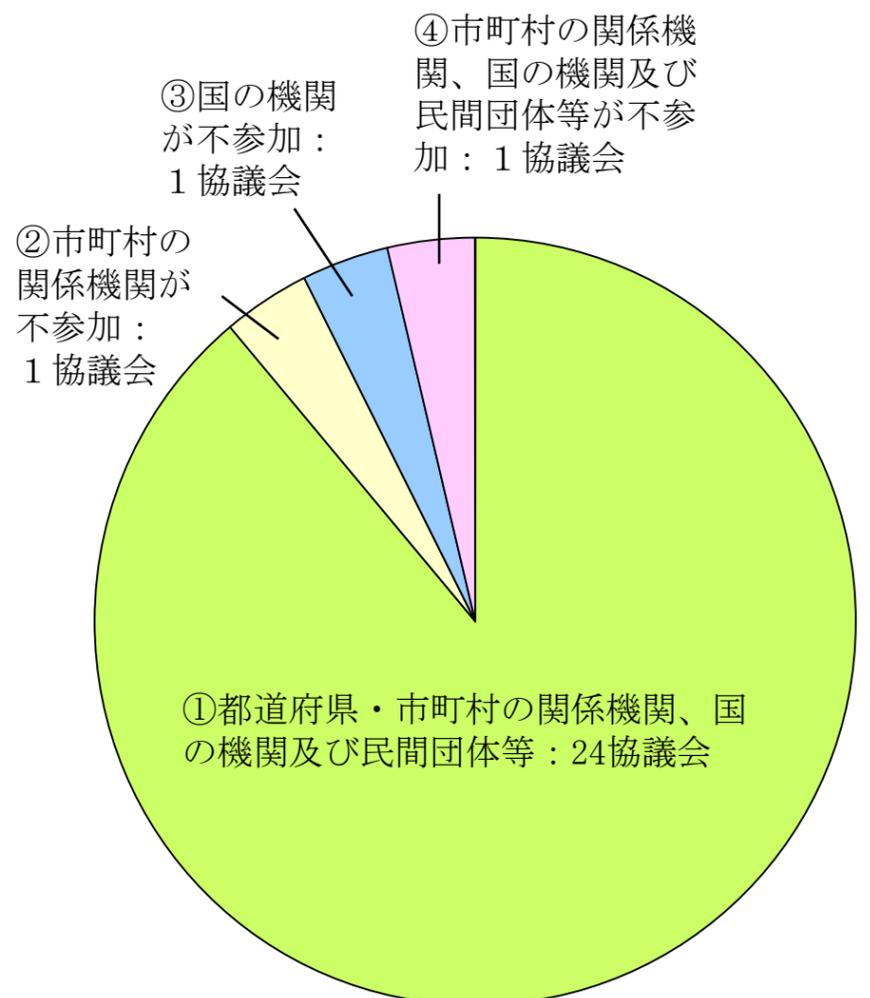


- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 27市における平成20年9月現在の状況である。  
 3 ( ) は、27市に占める割合である。

## 資料11 連絡協議会の参加機関（国、都道府県、市町村等別）

(単位：協議会、%)

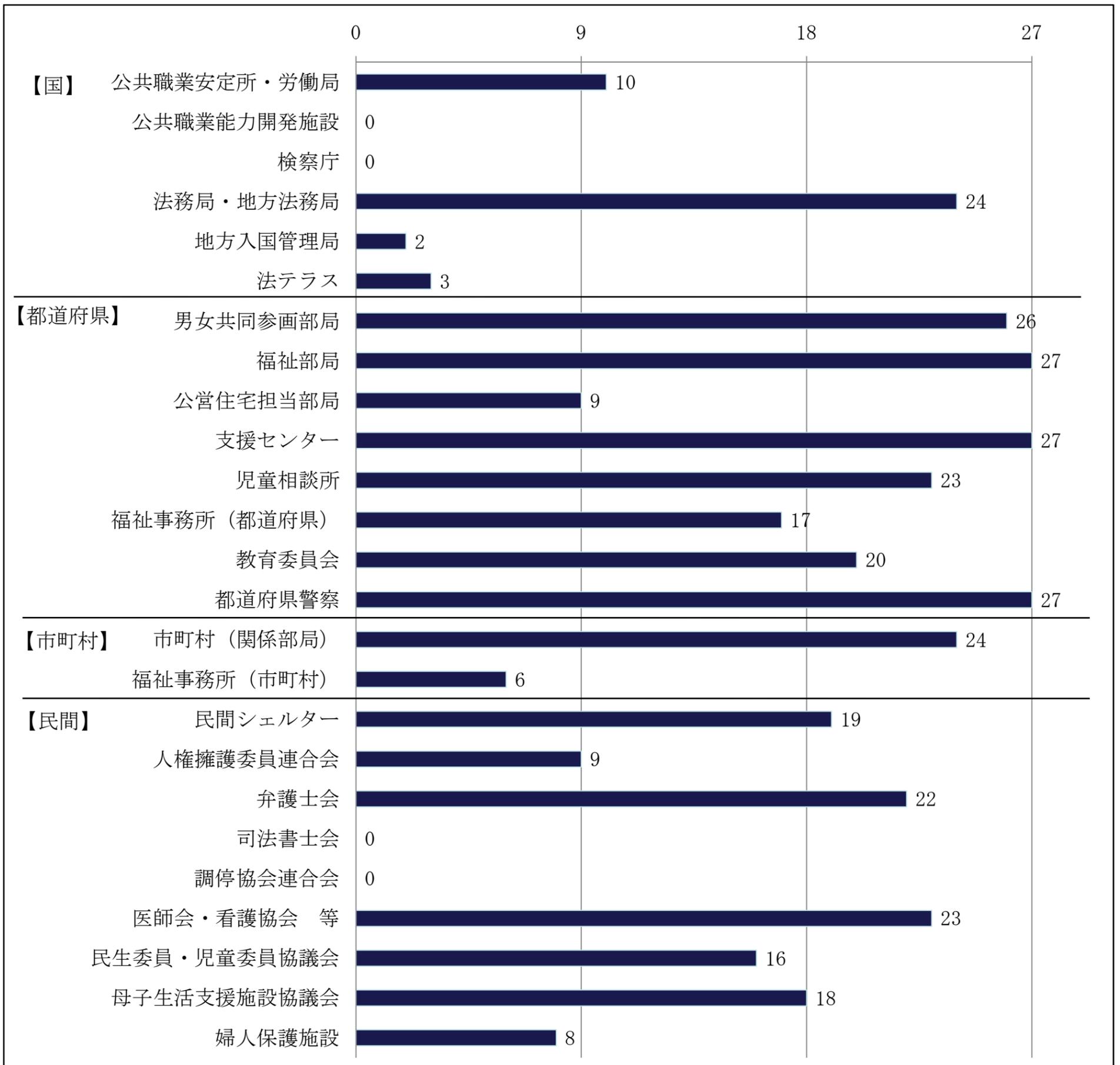
連絡協議会の参加機関	協議会数
① 都道府県・市町村の関係機関、国の機関及び民間団体等	24(88.9)
② 都道府県の関係機関、国の機関及び民間団体等 (市町村の関係機関が不参加)	1( 3.7)
③ 都道府県・市町村の関係機関、民間団体等 (国の機関が不参加)	1( 3.7)
④ 都道府県の関係機関 (市町村の関係機関、国の機関及び民間団体等が不参加)	1( 3.7)
計	27(100)



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 27都道府県における平成20年1月現在の状況である。  
 3 ( ) は、27協議会に占める割合である。

## 資料12 連絡協議会の参加機関（地方支分部局等別）

（単位：機関）



- （注）1 当省の調査結果による。  
 2 27都道府県における平成20年1月現在（法務局・地方法務局は20年5月現在）の状況である。

## 資料13 連携マニュアルの作成状況

（単位：都道府県、％）

区分	都道府県
連携マニュアルを作成している	13 (48.1)
連携マニュアルを作成していない	14 (51.9)
他の連携マニュアル（内閣府、都道府県等作成）を活用	2 (7.4)
個別ケースに応じて対応	6 (22.2)
その他	6 (22.2)
計	27 (100)

- （注）1 当省の調査結果による。  
 2 27都道府県における平成20年1月現在の状況である。  
 3 ( ) は、27都道府県に占める割合である。